

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第27号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項本文の条例で定める者として国家公務員の例に準じて定める者)

第2条の2 条例第2条の2に規定する別に定める者は、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（同法第27条第4項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望する者として児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号中「実施を希望し、同法第24条第1項の規定による」を「利用に係る」に改める。

第4条第2項中「係る子」の右に「(法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。)」を、「続柄」の右に「(当該子が同項本文括弧書きに規定する者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。)」を加え、「法第2条第1項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)